

鉄道事業法施行規則等の一部を改正する省令案等の施行に伴う 行政指導指針等の整備について

1. 背景

第164回通常国会における運輸の安全性の向上のための鉄道事業法等の一部を改正する法律（平成18年3月31日法律第19号）の成立を受け、安全管理規程の具体的内容、安全統括管理者等の資格要件等について規定するために、鉄道事業法施行規則（昭和62年運輸省令第6号）等を改正することとしています。

これに伴い、改正される省令に関連する所要の行政指導指針等の整備を行うこととしています。

2. 概要

I. 安全管理規程に定めるべき内容の解釈

安全管理規程に規定すべき事項の具体的解釈を定めることとしています。主な内容は以下のとおりです。

- (1) 「基本的な方針に関する事項」には、輸送の安全を確保するための事業運営上の安全方針を規定すること。
- (2) 「組織体制に関する事項」には、最高責任者を含む経営中枢の管理者から、事業実施部門の管理者間の相互の役割、所掌、責務等について規定すること。
- (3) 「安全統括管理者の選任及び解任に関する事項」及び「運転管理者の選任及び解任に関する事項」には、安全統括管理者及び運転管理者の選任にあたっての要件や解任事由等について規定すること。
- (4) 「安全統括管理者の責務に関する事項」及び「運転管理者の責務に関する事項」には、安全重点施策の着実な実施や列車の運行計画の設定等、安全統括管理者及び運転管理者が実施すべき具体的事項について規定すること。
- (5) 「乗務員指導管理者の選任及びその責務に関する事項」及び「輸送の安全の確保のために必要な管理者を選任する場合にあつては、当該管理者の選任及びその責務に関する事項」には、乗務員指導管理者やその他の必要な管理者の具体的な責務、権限、選任にあたっての要件等について規定すること。
- (6) 「情報の伝達及び共有に関する事項」には、事業者内の情報伝達の内容や方法等について規定すること。
- (7) 「事業の実施及びその管理の状況の確認」、「安全管理規程に関する周知」及び「事業の実施及びその管理の改善」には、安全管理体制が適切に運用されているかの確認方法や安全管理体制の見直し及び改善に関する方法等について規定すること。
- (8) 「輸送の安全に係る資料の整備及び管理に関する事項」には、輸送の安全の確保に関する事業運営上の重要な事項についての決定等の記録に関する方法等について規定すること。
- (9) 「列車の運転に関する業務の実施及びその管理の方法に関する事項」には、運行計画の設定及び変更の際に考慮すべき事項、乗務員の運用にあたって考慮すべき事項、乗務員の資質の充足状況についての確認に関する事項、指令業務に関する具体的体制及び方法、運転に関する業務を委託する際の取り決め等について規定すること。
- (10) 「鉄道施設に関する業務の実施及びその管理の方法に関する事項」には、鉄道施

設の工事の施工管理に関する事項、工事中の安全の確保に関する事項、工事をする係員の教育訓練に関する事項、鉄道施設に関する業務を委託する際の取り決め等について規定すること。

- (1 1) 「車両に関する業務の実施及びその管理の方法に関する事項」には、車両の保守に関する事項、車両の保守をする係員の教育訓練に関する事項、車両に関する業務を委託する際の取り決め等について規定すること。
- (1 2) 索道についても同様の規定とする。軌道については、鉄道を準用する。

II. 安全統括管理者等の要件等について

安全統括管理者等の要件等に関する具体的取扱いを定めることとしています。内容は以下のとおりです。

- (1) 安全統括管理者（鉄軌道）の要件等について
 - ①原則として取締役又はこれに準ずる地位（当該事業者における最高意志決定機関において議決権をもって参画する地位）にあること。
 - ②安全に関する業務とは、鉄道事業（軌道経営者の場合は軌道事業）における施設、車両の設計、施工・製作や運転に関する業務並びに設備投資計画の作成等の管理的業務等とする。
 - ③安全関係部署に対する指揮命令権を行使し得る権限を有していること。
 - ④事業者ごとに1名選任すること。
 - ⑤国土交通大臣が②と同等以上の能力を有する者として認める者とは、鉄道事業者、軌道経営者、鉄軌道事業者以外の企業、試験研究機関、公的機関等における②の業務経験（国外におけるものも含む。）が通算して10年以上である者とする。
- (2) 運転管理者の要件等について
 - ①運転に関する業務とは、鉄道事業（軌道経営者の場合は軌道事業）における列車の運行計画の設定及び変更、乗務員の資質の維持に関する業務、指令業務等とする。
 - ②運転関係部署を総合的に監督する権限を有していること。
 - ③事業者ごとに原則1名選任すること。
 - ④国土交通大臣が①と同等以上の能力を有する者として認める者とは、鉄道事業者、軌道経営者、鉄軌道事業者以外の企業、試験研究機関、公的機関等における①の業務経験（国外におけるものも含む。）が通算して10年以上である者とする。
- (3) 安全統括管理者（索道）の要件等について
 - ①原則として取締役又はこれに準ずる地位（当該事業者における最高意志決定機関において議決権をもって参画する地位）にあること。
 - ②安全に関する業務とは、索道事業における索道の設計、施工・製作や運行に関する業務並びに設備投資計画の作成等の管理的業務等とする。
 - ③安全関係部署に対する指揮命令権を行使し得る権限を有していること。
 - ④事業者ごとに1名選任すること。ただし、複数の事業所を有する索道事業者であって、組織、権限が独立している場合には、独立している事業所ごとに安全統括管理者を選任できることとする。
 - ⑤国土交通大臣が②と同等以上の能力を有する者として認める者とは、地方運輸局長が行う研修を修了した者とする。
- (4) 索道技術管理者の要件等について
 - ①業務経験には、索道事業者以外の企業、試験研究機関、公的機関等における索道事業に関する維持管理業務の経験も含む。
 - ②維持管理部署を統括する権限を有していること。
 - ③事業所ごとに1名以上選任すること。
 - ④国土交通大臣が①と同等以上の能力を有する者として認める者とは、現行の索道技術管理者として選任されている者、現に地方運輸局長が現行の索道技術管理者

の有資格者として認めている者、索道を新設した際にその索道の種類及び方式に関する実務経験等を満たす者が存在しない場合に限り、他の種類及び方式に係る実務経験が相当程度あると認められる者、固定循環式及び滑走式の特殊索道においては、索道技術管理員として1シーズン以上の経験を有し、地方運輸局が行う試験に合格した者とする。

(5) 索道技術管理員の要件等について

- ①業務経験には、索道事業者以外の企業、試験研究機関、公的機関等における索道事業に関する維持管理業務の経験も含む。
- ②索道技術管理者と索道技術管理員を合わせた人数が所有索道基数より多くなるよう選任すること。
- ③国土交通大臣が①と同等以上の能力を有する者として認める者とは、担当する索道と同じ種類及び方式の索道の維持管理業務について1シーズン以上の経験を有し、地方運輸局が実施する試験に合格した者とする。

III. 業務の管理の受委託について

鉄道事業法第25条の許可を受ける必要のある業務の管理の受委託に関する具体的取扱いを定めることとしています。主な内容は以下のとおりです。

(1) 列車の運行の管理の受委託

- ・列車の運行に係る業務とは、列車等の操縦に関する業務、鉄道信号の取扱いに関する業務及び運行の指令に関する業務をいう。
- ・列車の運行の管理とは、列車の運行に係る業務のうち、係員による直接の作業に係る業務ではなく、各業務における管理者が実施する業務をいう。

(2) 鉄道施設及び車両の保守の管理の受委託

- ・鉄道施設及び車両の保守に係る業務とは、鉄道施設及び車両の検査、修繕・交換に関する業務、これらを行う場合の安全の確保に関する業務及び係員の資質の維持に関する業務をいう。
- ・鉄道施設及び車両の保守の管理とは、鉄道施設及び車両の保守に係る業務のうち、係員による直接の作業に係る業務ではなく、各業務における管理者が実施する業務をいう。
- ・一の路線に複数の鉄道事業者が存在する場合において、鉄道施設の保守の管理の主体となるべき者等について規定する。

(3) 運転の管理の受委託

- ・運転に係る業務とは、列車の運行に係る業務に加えて、列車の運行計画の設定及び変更に関する業務、乗務員の運用計画に関する業務、車両の運用計画に関する業務、乗務員の資質の維持に関する業務をいう。
- ・運転の管理とは、運転に係る業務のうち、係員による直接の作業に係る業務ではなく、各業務における管理者が実施する業務をいう。
- ・列車の運行の管理を含む運転の管理全てを委託する場合に限り、運転管理者を受託者から選任することができる。

(4) 索道の運行の管理の受委託

- ・索道の運行に係る業務とは、索道の運行に関する業務、係員の運用計画に関する業務及び係員の資質の維持に関する業務をいう。
- ・索道の運行の管理とは、索道の運行に係る業務のうち、係員による直接の作業に係る業務ではなく、各業務における索道技術管理者が実施する業務をいう。

(5) 索道施設の保守の管理の受委託

- ・索道施設の保守に係る業務とは、索道施設の検査、修繕・交換に関する業務、運行開始前の索道施設の点検に関する業務及び係員の資質の維持に関する業務をいう。
- ・索道施設の保守の管理とは、索道施設の保守に係る業務のうち、係員による直接

の作業に係る業務ではなく、各業務における索道技術管理者が実施する業務をいう。

- ・ 索道の運行の管理及び索道施設の保守の管理の全てを一の者に委託する場合に限り、索道技術管理者を受託者から選任することができる。

IV. 動力者操縦者資質管理報告規則について

動力者操縦者資質管理報告規則（制定予定）に関する具体的取扱いを定めることとしています。主な内容は以下のとおりです。

- （1）報告の対象者は、動力者操縦者運転免許を有し、列車又は車両の操縦業務を現に行っている者又は行うことが予定されている職務に就いている者とする。
- （2）報告の時期は、「鉄道に関する技術上の基準を定める省令等の制定に伴う取扱いについて（平成14年3月8日付け国鉄技第14号）」で規定する精神機能検査を実施した後とする。
- （3）その他、「事務所」、「経験年数」等省令で使用される用語の具体的取扱いについて規定する。

V. 鉄道事故等報告規則第五条第四項の報告の対象から除く列車の運転の休止を定める告示の取扱いについて

鉄道事故等報告規則第五条第四項の報告の対象から除く列車の運転の休止を定める告示（制定予定）に関する具体的取扱いを定めることとしています。主な内容は以下のとおりです。

- （1）「降積雪その他自然災害による列車の運行の遅延を防ぐために一部を運休する場合」とは、降積雪時の雪ダイヤや台風接近時の間引き運転をいう。
- （2）「工事、保守等による計画的に運休する場合」とは、営業時間帯における線路切替工事や集中保守による計画的な運休をいう。
- （3）「事前に利用者に周知されたもの」とは、駅等における掲示等により利用者に対して、相当な期間にわたって周知徹底されたものをいう。
- （4）「待ち時間」の具体的解釈について規定する。